

豊教教学第 2130 号
令和 4 年 1 月 21 日

保護者 各位

豊見城市教育委員会
教育長 瀬長 盛光

学校給食費会計の公会計移行について

平素は学校給食運営にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。
さて、文部科学省より、令和元年 7 月 31 日、元文科初第 561 号「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」という通知を受け、豊見城市教育委員会では、学校給食費について、各学校単位で管理していた「私会計方式」から、豊見城市の予算の一部として管理する「公会計方式」への移行に向けて準備を進めてきました。

令和 3 年度中に公会計移行のための全ての手続きを完了させ、令和 4 年度 4 月からは、学校給食費の公会計制度がスタートします。裏面にて、公会計移行による変更点などをまとめておりますので、ご確認をお願いいたします。

※前回配布した「承諾書」と前後して申し訳ありません。

(「承諾書」早めの提出をお願いします。)

豊見城市立学校給食センター
担当：赤嶺 貴一
電話：098-850-4585
FAX：098-856-4340

学校給食費会計の公会計移行による変更点

1. 支払い方法の拡充

・学校単位で給食費を徴収していた「私会計方式」では、支払い方法が、口座振替、金融機関窓口での支払い、児童手当からの給食費徴収に、限定されておりました。

・公会計方式移行後は、上記に加えて、コンビニエンスストアでの支払い、スマートフォンアプリによるキャッシュレス決済による支払いが可能になります。これにより、24時間いつでも学校給食費の支払いが可能となります。

※支払い方法の拡充により、令和4年度以降、一部学校で受付しておりました学校窓口での納付は出来ません。ご了承ください。

※令和3年度までは、口座振替による年額一括引落に対応しておりましたが、令和4年度以降は月額引落のみとなります。口座振替に係る保護者の手数料負担はございません。

2. 市による適切な会計管理の実施

・学校給食費会計が豊見城市の予算に組み込まれることにより、市の監査を受けることになり、会計の透明性が確保されます。給食費の収入、食材費の支払いについても、市の会計課を通すこととなります。

3. 一括管理による徴収

・公会計方式移行後は、各学校管理ではなく、教育委員会の一括管理による徴収を行います。学校、地域で差異が生じないような徴収管理が期待されます。また、長期にわたる給食費の滞納については、法的手続きに着手します。

4. 保護者負担の軽減

・私会計方式では保護者に負担していただいていた金融機関の「口座振替手数料」「支払い手数料」について、公会計方式移行後は、市が負担いたします。新たに発生する手数料はございません。